

## 基本政策委員会の設置

平成二十六年二月二十六日

## 情報通信審議会

二〇二〇「ICT基盤政策特別部会決定第一号

本部会に「二〇二〇年代に向けた情報通信政策の在り方  
 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」  
 (平成二十六年諮問第二十一号) に関する専門的な事項を調査  
 するため、次の委員会を設置する。

## 一 名称

基本政策委員会

## 二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理を置く。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

## 三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対して出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。